平成２６年（フ）第９８号
茨城県日立市助川町４丁目26番１―203号
債務者　酒部千代子（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３１７号
新潟市中央区上大川前通４番町119番地４、前住所新潟市中央区川端町３丁目15番地１コープ野村川端町Ａ―903号
債務者　洲崎　元子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８２号
新潟市中央区上大川前通４番町119番地４、前住所新潟市中央区川端町３丁目15番地１コープ野村川端町Ａ―903号
債務者　洲崎　貴晴
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１７号
新潟市西区新通3162番地５
債務者　栗原かがり
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１９号
新潟市江南区砂岡３丁目１番27号　入山アパート４、住民票上の住所新潟市江南区砂岡３丁目１番27号
債務者　小池　郁子（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２８号
新潟市江南区亀田中島２丁目９番31号
債務者　小宮　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４５号
新潟市東区東明６丁目５番地４
債務者　原　　幸治
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
長野県千曲市大字八幡2304番地　志川団地67
債務者　田邉　三郎
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４７４号
静岡県袋井市青木町５番地　県営袋井団地５棟106号
債務者　加藤　哲男
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８２４号
神戸市北区北五葉７丁目１番４―201号、従前の住所神戸市北区小倉台３丁目13番地の８
債務者　森本　堅次
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７０号
神戸市長田区平和台町３丁目３番15号　平和台マンション301号、従前の住所神戸市長田区戸崎通３丁目５番９―２号
債務者　大東　　舞（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３１号
神戸市長田区明泉寺町３丁目２番２号、従前の住所神戸市兵庫区大開通７丁目６番２―201号
債務者　西川　翔太
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８号
福岡県飯塚市下三緒287番地６　大熊清美方
債務者　大熊　美紀
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第４１３号
新潟県五泉市村松甲5790番地
債務者　楯　カズ子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６５号
金沢市桜町12番６号、従前の住所金沢市鈴見台２丁目21番18号、従前々の住所金沢市橋場町５番14号
債務者　土屋　紀子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３８８号
金沢市畝田西４丁目66番地２　県営住宅６棟204号
債務者　中村奈緒美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
石川県七尾市本府中町ト部16番地
債務者　岩田　良枝
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
金沢地方裁判所七尾支部